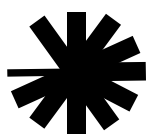


2021年
8月号



【毎月1回発行】

原水協通信 (大阪版)

原水爆禁止大阪府協議会 第930号

電話 06 (6765) 2552

FAX 06 (6765) 2837



〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目

3番4号新谷町第3ビル210号

原水爆禁止世界大会へペナントを届けます！

平和の波行動に参加しよう！

8月6日8時15分広島、9日11時2分長崎に、アメリカが原爆を投下してから76年を迎えます。

ことし1月22日、国連が採択した核兵器禁止条約が発効しました。

この新しい国際的条約の下で、8月2日から9日まで「被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を——人類と地球の未来のために」をテーマに、原水爆禁止2021年世界大会が開催されます。コロナ禍が各地で

続く中、オンラインの条件を活かし、核兵器廃絶の流れをリードする国内外の市民社会の運動が、国連加盟各国のリーダーを交えて核兵器のない世

界を実現する知恵と経験を豊かに交流します。

原水爆禁止世界大会実行委員会は、世界大会と同じ8月2日から9日までの間、大会と全世界の草の根の行動をオンラインで結び、日本を起点に地球の自転に合わせて世界をまわる核兵器廃絶のための草の根行動の連鎖、2021年「平和の波」行動をおこなうことを提案しています。あなたにできるやり方でご参加ください。

平和の波2021
8/2mon→8/9mon

平和の波
PEACE WAVE
FRIEDENSWELLE
VAGUE DE PAZ
OLA DE PAZ
SIGNA SA MIP
和平的浪潮
موجة السلام

伝えひろげよう
あなたにできるやり方で
世界をつなごう

8月2日から9日まで、会場内参加に合わせ、世界をまわる核兵器廃絶の行動です。8月2日にスタートし、長崎に到着が終了された8月9日がゴールです。

- 核兵器禁止条約への参加を政府に求める署名にサインする
- 核兵器の被害を知る
- 8月6日と9日に黙とうする
- スタンディングで知らせる
- 反核メッセージをツイートする
- 原爆場に参加する
- 玄関におりづるをかける
- お守り・教会の旗をつくる

原水爆禁止2021年世界大会に参加しよう

平和の波行動は、現在(7月26日)、大阪府内51団体・組織から、60か所以上で行動参加の報告があります。あなたの地域での計画を大阪原水協迄ご報告ください。

大阪原水協に寄せられたペナントをつなぎ合わせ広島そして長崎に送り届けます。約11000本



ペナントをつなぐ作業中です。川辺理事長も細かい手作業に奮闘中！

☆ 核兵器禁止条約の署名・批准を求める 署名の到達

7月22日の到達 **46,411** 筆

大阪原水協は、毎月22日を集約日としています。各団体・地域原水協・個人より報告をお願いします。FAX 及び署名の郵送等お願いします。

黒い雨訴訟上告断念

にあたって **談話**

日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）

事務局長 木戸季市

菅首相が、湯崎広島県知事、松井広島市長と会い、「黒い雨」訴訟広島高裁判決を上告しないと判断したことを知り、良かったと喜んでいました。

あらためて、原告の皆さんの長いたたかいに敬意を表します。

黒い雨被害者が長年被爆者と認められなかったのは、現行の「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」が原爆被害の実相とかけ離れたものであることに起因しています。原爆被害者は、あの日に命を奪われた多数の死没者、熱線、爆風、放射線に遭った被害者、救援や家族探しのため街に入った

人々、治療などの救援に当たった人、遺族、孤児など多様です。しかし、現行法では、距離、時間など一定の条件を満たす人のみを援護の対象と狭く定められています。

被爆者は、「ふたたび被爆者をつくらない」ことを願い、「原爆被害への国家補償」と「核戦争起こすな、核兵器なくせ」を求めてきました。

この二つの要求を実現し、核兵器による人類絶滅の危機を救うために、さらに努力することを決意し、談話とします。

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める 意見書決議

593自治体

(2021年7月20日現在)

「黒い雨」訴訟・菅総理の上告断念表明を受けての弁護団コメント

本日、菅総理は、「黒い雨」訴訟に関し、2021年7月14日に言い渡された広島高裁判決について、上告せず、原告ら84名に対し速やかに被爆者健康手帳を交付することを容認することとし、併せて、原告ら以外の「黒い雨」被爆者に対する救済の方法についても、早急に検討することを関係閣僚に指示をしたことを表明した。「黒い雨」訴訟弁護団は、菅総理の政治決断を歓迎するともに、これよって、原告ら「黒い雨」被爆者の40

年以上にわたる長い活動に、やっと実を結ぶ展望が開けたことを、この日を待ち望みながら亡くなった15名の原告らも含め、原告ら84名とともに喜びたい。また、「黒い雨」訴訟について、声明や署名等を通じて支援して下さった皆さま、政治決断に尽力して下さいた皆さまに対し、改めて感謝の意を表明する。「黒い雨」訴訟弁護団は、菅総理の政治決断を受け、広島市及び広島県に対し、原告ら84名に対し速やかに被爆者健康手帳を交付するよう、改めて求める。同時に、今後行われる原告ら以外の「黒い雨」被爆者に対する救済方法の検討にあたっては、広

島高裁判決で示された被爆者援護法の立法趣旨及び「黒い雨」による被爆者類の被爆者援護法1条3号該当性の要件を踏まえて、「黒い雨」被爆者に対するこれまでの被爆者援護行政のあり方を根本的に見直し、審査基準を改訂する等必要な措置を講じ、全ての「黒い雨」被爆者が速やかに救済されるような施策を講ずることが要請される。「黒い雨」訴訟弁護団としても、審査基準の改訂等の作業にあたり、最大限の協力を惜しまない用意があることをここに表明する。

2021年7月26日
「黒い雨」訴訟弁護団